

株 主 各 位

東京都台東区東上野一丁目26番2号
東京貴宝株式会社
代表取締役社長 政 木 喜 仁

第61回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第61回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の参考書類をご検討下さいまして、同封の委任状用紙に賛否のご表示をいただきご捺印の上、折り返しご送付下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都台東区東上野一丁目26番2号
オーラムビル地下2階

3. 会議の目的事項

報告事項 第61期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告及び
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 定款一部変更の件

各議案の概要は後記「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」に記載のとおりであります。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にてご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tokyokiho.com>）に掲載させていただきます。

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、第3四半期までは企業収益や雇用・所得環境の改善が持続するなど景気は緩やかな回復基調が持続しておりました。しかし、昨年末に中国・武漢にて発生した新型コロナウイルス感染症の世界的拡散によりパンデミックを引き起こし、わが国経済のみならず世界経済においても減速局面に入っております。

宝飾業界におきましても、新型コロナウイルス感染症の影響は甚大なものがあります。

当社においても、第3四半期における消費税率引き上げ及び台風による集客減に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による売上の低迷が甚だしく、催事販売を営業活動の主力とする当社の業績は大きく落ち込むこととなりました。自社主催・取引先主催のイベントは軒並み中止となり、開催できた催事においても集客は大きく落ち込んでしまい売上・利益ともに前年を下回る結果となりました。

利益面においては、催事の中止に伴い経費もいくらか減少致しましたが、固定経費を上回る収益を確保するに至らず営業利益、経常利益ともに損失となりました。当期純利益は、元代表取締役による不適切取引に対する和解交渉が決着し、第3四半期において受取損害賠償金240百万円を特別利益として計上したことにより、前期を大きく上回る利益を計上することとなりました。

その結果、売上高4,344百万円(前期比6.1%減)、営業損失55百万円(前期は21百万円の営業利益)、経常損失28百万円(前期は82百万円の経常利益)、当期純利益165百万円(前期は24百万円の当期純損失)となりました。

品目別売上状況は次のとおりであります。

品目別売上状況

品 目	第60期 (前事業年度)		第61期 (当事業年度)		増減金額	対前年 同期比
	金額	構成比	金額	構成比		
	千円	%	千円	%	千円	%
ファッションジュエリー	790,388	17.1	709,724	16.3	△80,664	89.8
ダイヤモンドジュエリー	1,062,023	23.0	988,846	22.8	△73,176	93.1
カラーストーンジュエリー	486,657	10.5	526,829	12.1	40,172	108.3
パールジュエリー	437,719	9.5	377,511	8.7	△60,208	86.2
デザイナーズジュエリー	1,651,686	35.7	1,562,593	36.0	△89,093	94.6
インポートジュエリー	85,559	1.8	58,646	1.3	△26,912	68.5
その他	112,765	2.4	120,273	2.8	7,508	106.7
合 計	4,626,800	100.0	4,344,426	100.0	△282,374	93.9

(2) 対処すべき課題

当社は、売れ筋商品の品揃えの充実、利益率の向上、自社主催催事の強化、有利子負債の圧縮、新規得意先の開拓等により収益力の向上に取り組んで参ります。また、コストや数量を厳正に見直した仕入、販売経費の効率的な使い方、人材の適正配置、各種経費の圧縮等、聖域を設けず全般的な見直しを行って参ります。

本年に入り発生した新型コロナウイルス感染拡大による影響は計り知れず、現在のところ収束の見通しは立っておりません。第2波・第3波の発生も予想され、次期の業績見通しは不透明な状況となっておりますが、役職員の健康に最大限の配慮をしつつ、上記対策を誠実に実行して参ります。

また、より透明性の高い経営体制を確立してコーポレート・ガバナンスの強化に努めて参ります。

(3) 資金調達及び設備投資等の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況

当社の財産及び損益の状況

区 分	第58期 2017年3月期	第59期 2018年3月期	第60期 2019年3月期	第61期(当事業年度) 2020年3月期
売上高 (千円)	5,018,365	4,908,135	4,626,800	4,344,426
経常利益 又は経常損失 (△) (千円)	91,455	82,221	82,270	△28,767
当期純利益 又は当期純損失 (△) (千円)	82,411	56,078	△24,267	165,328
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△) (円)	186.36	126.82	△54.89	381.53
総資産 (千円)	6,822,392	6,928,189	6,967,559	6,767,501
純資産 (千円)	3,273,055	3,315,821	3,226,788	3,290,783
1株当たり純資産 (円)	7,401.62	7,499.97	7,298.59	7,833.13

- (注) 1. 2017年10月1日を効力発生日として、普通株式について10株を1株とする株式併合を実施したため、第58期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)、1株当たり純資産を算定しております。
2. 第58期及び第59期における数値は、過年度決算訂正を反映した数値であります。
3. 『『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』(企業会計基準第28号平成30年2月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号平成30年3月26日)を第60期から適用し、繰延税金資産及び繰延税金負債の表示の変更を行っております。第59期については遡及処理後の数値となっております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

指輪、ネックレス、ブレスレット、ピアス・イヤリング、アクセサリー等の製造及び販売

(7) 主要な事業所 (2020年3月31日現在)

本 社 東京都台東区東上野一丁目26番2号
大 阪 営 業 所 大阪市中央区南船場三丁目7番30号

(8) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

当社の従業員の状況

区 分	従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	69名	7名	49.6歳	13.7年
女 性	25名	1名	44.0歳	10.4年
合計または平均	94名	8名	48.1歳	12.9年

(注) 1. パートタイマーの最近1年間の平均雇用人員は、8時間換算で9名です。

これは上記の従業員数に含まれておりません。

2. 従業員数が当期に8名増加しておりますが、これは当社子会社であるアスブレンディ株式会社の清算による受入れ等によるものであります。

(9) 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株式会社三井住友銀行	653,402千円
株式会社三菱UFJ銀行	565,792千円
株式会社きらぼし銀行	381,630千円
株式会社商工組合中央金庫	289,250千円
株式会社山梨中央銀行	263,900千円

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 1,311,000株

(2) 発行済株式の総数 420,111株

(自己株式27,745株を除く。)

(3) 株 主 数 250名

(4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
政木喜三郎	43,887株	10.5%
政和商事株式会社	33,779株	8.0%
有限会社ケイ・エム商事	30,000株	7.1%
東京貴宝取引先持株会	29,400株	7.0%
有限会社ウラケイパール	16,500株	3.9%
株式会社古屋	15,700株	3.7%
さが美グループホールディングス株式会社	15,400株	3.7%
政木喜仁	15,400株	3.7%
政木ふじ江	14,238株	3.4%
株式会社桑山	13,200株	3.1%

(注) 1. 当社は、自己株式を27,745株保有しておりますが、上記大株主から除いております。

2. 持株比率は、自己株式(27,745株)を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

役 職 名	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	政 木 喜 仁	
取 締 役	政 木 喜 三 郎	会長
取 締 役	染 未 良 生	管理本部長 兼管理部長 営業本部長
取 締 役	染 谷 和 行	兼営業一部チーフマネージャー
取 締 役	嘉 村 孝	アーバントリー法律事務所代表 (株)ワコム社外取締役（監査等委員）
常 勤 監 査 役	石 河 正 晴	
監 査 役	矢 田 慶 來	日本公認会計士東京会選挙管理委員
監 査 役	富 所 淳	公認会計士富所淳事務所代表

- (注) 1. 取締役嘉村孝氏は、社外取締役であります。
2. 監査役矢田慶來、富所淳の両氏は社外監査役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
3. 矢田慶來氏は、公認会計士・税理士として培われた幅広い知識と経験を有し、管理・経理面はもとより、経営全般についても有効な助言が期待できることから、独立性をもって経営の監視を遂行できる人物であります。
4. 富所淳氏は、公認会計士・税理士として培われた幅広い知識と経験を有し、管理・経理面はもとより、経営全般についても有効な助言が期待できることから、独立性をもって経営の監視を遂行できる人物であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は定款において、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めており、嘉村孝、矢田慶來及び富所淳の3氏と責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	5名	46,800千円
監 査 役	3名	7,200千円
合 計	8名	54,000千円

(4) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係
該当する事項はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当する事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況
取 締 役	嘉 村 孝	当期開催の取締役会14回のうち14回に出席し、主に弁護士の立場からの発言を行っております。
監 査 役	矢 田 慶 来	当期開催の取締役会14回のうち14回に出席しております。また、当期開催の監査役会12回のうち12回に出席し、監査結果についての意見交換、重要事項の協議等を行っております。
監 査 役	富 所 淳	当期開催の取締役会14回のうち14回に出席しております。また、当期開催の監査役会12回のうち12回に出席し、監査結果についての意見交換、重要事項の協議等を行っております。

④ 社外役員の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
社 外 取 締 役	1名	1,800千円
社 外 監 査 役	2名	3,600千円

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

永和監査法人

(注) 当社の会計監査人であった太陽有限責任監査法人は、2019年6月27日開催の第60期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

会 計 監 査 人 と し て の 報 酬 等 の 額	15,600千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,600千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、監査役会が会計監査人との監査契約の内容に照らして、監査計画、監査概要、職務遂行状況を確認し、報酬の妥当性等を総合的に検討した結果、適切であると判断したためであります。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額の区分をしておらず、実質的な区分もできないため、金融商品取引法に基づく監査報酬額も含めて記載しております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当した場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は会計監査人の継続監査年数を勘案しまして、再任若しくは不再任の決定を行います。

6. 会社の体制及び方針

業務の適正を確保する体制

取締役の業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。

【内部統制システムに関する基本方針】

当社は、企業価値向上を実現するために、企業倫理の重要性を認識し、コンプライアンスの確保、財務報告の信頼性の確保、業務の有効性・効率性の確保、事業活動に伴うリスクを把握し適切に対応する等、業務の適正を確保するため、会社法及び会社法施行規則等に基づき、以下のとおり内部統制システムに関する基本方針を策定する。

(1) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人（以下、取締役及び使用人等という）が法令及び定款を遵守し、社会規範に基づいた行動をとれるよう、「コンプライアンス規程」を制定するとともに、「コンプライアンス・マニュアル」、「内部通報の取扱いに関する規程」、その他関連する文書を定め、取締役及び使用人等に周知徹底させる。
- ② 代表取締役社長を統括責任者、顧問弁護士や監査役を構成員とする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスの状況を監視するとともに適時取締役会及び監査役会に報告を行い、コンプライアンスの実効性の確保に努める。
ただし、外国の子会社については、当該国の法令等の遵守を優先するものとし、可能な範囲で本基本方針を適用する。
- ③ 代表取締役社長直轄の内部監査課を設置し、監査役との連携を密にすることでコンプライアンス体制の機能向上を図る。
- ④ 社会的秩序や健全な企業活動を脅かす反社会的勢力とは一切の関わりをもたず、不当な要求を受けたときは毅然として対応する。

(2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する事項

取締役の職務執行に係る稟議書等の文書は、文書管理規定に従って保存および管理を行い、取締役及び監査役は常時閲覧できるものとする。

(3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、災害、品質、情報セキュリティ、個人情報等に係る損失の危険の管理については、「非常災害防衛規程」、「情報セキュリティ基本方針」「個人情報管理規程」等の規程に従い、管理部及び営業本部において組織横断的にリスク状況の監視及び全社的対応を行う。また、新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役または執行役員を定める。

(4) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を原則として月1回以上開催し、重要案件がある場合には必要に応じて随時取締役会を開催することにより、機動的かつ迅速な意思決定と正確な情報把握を行う。取締役会は、取締役及び使用人等が共有する全社的目標を定め、その目標達成のため各部門ごとの業務目標と予算を策定し、月次ごとに取締役会が目標・予算の達成状況をレビューし、必要に応じて改善を促すことを内容とする全社的な業務の効率化を実現する体制を構築する。効率化を実現する体制を構築する。

(5) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正性確保のための体制整備

- ① 企業集団としての内部統制の構築を目指し、当社及び当社子会社の内部統制に関する統括は、管理本部が行うものとし、グループ各社への適切な内部統制のシステムの整備を行うよう指導する。
- ② 当社は、当社子会社から定期的に経営上の重要な報告を受け、損失リスク及び職務の執行が効率的に行われているか経営内容の把握を行う。
- ③ グループ各社の取締役及び使用人等がグループ各社における重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重大な事実を発見した場合は、当該会社の代表取締役または監査役に報告し、報告を受けた代表取締役または監査役は適切な対応を行う。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会は監査役と協議のうえ、当該使用人を配置するものとする。この場合において当該使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。また、当該使用人の人事異動等の決定については、あらかじめ監査役の同意を得るものとする。

- (7) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人等が当社監査役に報告するための体制その他の当社監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人等は、会社に重大な損失を与える事項あるいは組織的または個人による違法または不正な行為が発生し、または発生する恐れがあると判断したときは、監査役に対して速やかに報告する。もしくは、「内部通報の取扱いに関する規程」に従って外部通報窓口に通報するものとする。外部通報窓口はコンプライアンス委員会委員長へ報告する。
- ② 内部監査課は、内部監査の経過及び結果を定期的に監査役に報告する。

- (8) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への前項の報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由に不利益な取扱いを行ってはならない旨を「内部通報の取扱いに関する規程」及び「コンプライアンス規程」に定めている。

- (9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行に関して費用の前払い等の請求をした場合、当該請求に係る費用等が監査役の当該職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用等の処理を行うものとする。

- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、会社の重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人等にその説明を求めることができる。また、監査役は会計監査人と連携を図り監査内容の説明を受けるとともに、情報交換を行う。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び当社子会社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、代表取締役社長の指揮のもと適切な内部統制システムの構築を行う。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及びその他関連法令等との適合性を確保する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、企業統治の体制として、監査役制度を採用しており、取締役会と監査役会による業務執行監督及び監視を行っております。取締役会は社内取締役4名及び社外取締役1名で構成され、毎月1回以上の取締役会を開催しております。監査役会は常勤監査役1名及び社外監査役2名で構成され、各監査役は監査役会が定めた監査の方針、監査計画、業務分担等に従い、取締役会に出席し、意見を述べるなど、取締役の業務執行が適正かどうかの監査を行っております。また、内部監査部門である内部監査課及び会計監査人と連携を密にして、監査の実効性の向上及び内部統制機能の強化に努めております。税務・法務関係業務につきましても、外部専門家と顧問契約を締結し、随時相談・確認を行い、指導を受けることにより、コンプライアンスの徹底に努めております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	4,749,215	流 動 負 債	2,578,723
現 金 及 び 預 金	567,255	買 掛 金	217,864
受 取 手 形	540,969	1 年 内 償 還 予 定 社 債	60,000
売 掛 金	488,020	短 期 借 入 金	1,573,500
商 品	3,091,470	1 年 内 返 済 予 定 長 期 借 入 金	563,444
前 渡 金	7,983	未 払 金	58,743
前 払 費 用	8,808	未 払 費 用	28,827
短 期 貸 付 金	26,042	未 払 法 人 税 等	15,949
そ の 他 の 流 動 資 産	19,542	未 払 消 費 税 等	38,210
貸 倒 引 当 金	△877	前 受 金	75
固 定 資 産	2,018,285	預 り 金	10,397
有 形 固 定 資 産	394,622	前 受 収 益	10,008
建 物	102,224	返 品 調 整 引 当 金	1,704
車 両 運 搬 具	3,065	固 定 負 債	897,993
工具、器具及び備品	28,597	社 債	130,000
土 地	260,734	長 期 借 入 金	650,674
無 形 固 定 資 産	9,294	退 職 給 付 引 当 金	72,789
ソ フ ト ウ ェ ア	7,575	長 期 預 り 保 証 金	44,530
電 話 加 入 権	1,719	負 債 合 計	3,476,717
投資その他の資産	1,614,368	(純 資 産 の 部)	
投 資 有 価 証 券	85,482	株 主 資 本	3,292,176
関 係 会 社 株 式	0	資 本 金	636,606
出 資 金	5,120	資 本 剰 余 金	504,033
長 期 貸 付 金	73,566	資 本 準 備 金	504,033
繰 延 税 金 資 産	11,217	利 益 剰 余 金	2,236,278
投 資 不 動 産	1,480,156	利 益 準 備 金	83,280
そ の 他 の 投 資 等	6,397	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,152,997
貸 倒 引 当 金	△47,573	別 途 積 立 金	1,500,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	652,997
		自 己 株 式	△84,741
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△1,393
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△1,393
		純 資 産 合 計	3,290,783
資 産 合 計	6,767,501	負債及び純資産合計	6,767,501

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		4,344,426
売 上 原 価		3,010,077
売 上 総 利 益		1,334,348
返 品 調 整 引 当 金 戻 入 額		1,628
返 品 調 整 引 当 金 繰 入 額		1,704
差 引 売 上 総 利 益		1,334,272
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,389,793
営 業 外 損 失		55,520
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	5,072	
投 資 不 動 産 賃 貸 料	158,013	
為 替 差 益	1,032	
そ の 他	2,452	166,570
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	23,727	
社 債 利 息	327	
コ ミ ッ ト メ ン ト フ ィ	4,563	
売 上 割 引	4,858	
社 債 発 行 費	2,659	
不 動 産 賃 貸 原 価	97,594	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	△513	
そ の 他	6,600	139,817
経 常 損 失		28,767
特 別 利 益		
子 会 社 清 算 益	2,553	
受 取 損 害 賠 償 金	240,000	242,553
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	1,011	
出 資 金 売 却 損	2,812	
訴 訟 関 連 費 用	5,058	
解 約 違 約 金	6,219	15,103
税 引 前 当 期 純 利 益		198,682
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	9,470	
法 人 税 等 調 整 額	23,883	33,353
当 期 純 利 益		165,328

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金		
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	
				別途積立金	繰越利益剰余金
当 期 首 残 高	636,606	504,033	83,280	1,500,000	523,037
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△35,368
当 期 純 利 益					165,328
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	129,960
当 期 末 残 高	636,606	504,033	83,280	1,500,000	652,997

(単位：千円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
当 期 首 残 高	△27,937	3,219,020	7,768	3,226,788
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当		△35,368		△35,368
当 期 純 利 益		165,328		165,328
自己株式の取得	△56,804	△56,804		△56,804
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△9,161	△9,161
当 期 変 動 額 合 計	△56,804	73,156	△9,161	63,994
当 期 末 残 高	△84,741	3,292,176	△1,393	3,290,783

個別注記表

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

a 子会社株式

移動平均法による原価法

b その他有価証券

・時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

・時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

・地金商品

移動平均法

・小粒ダイヤモンド商品

移動平均法

・上記以外の商品

個別法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産及び投資不動産

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

・建物

2～39年

・車両運搬具

6年

・工具、器具及び備品

2～20年

・投資不動産

2～34年

② 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 返品調整引当金 返品による損失に備えるため、過去における返品実績を基準とする返品予測高に対する売買利益相当額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金 従業員に対する退職金の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上する方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) ヘッジ会計の処理

- ① ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の要件を満たす金利スワップについて、特例処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…金利スワップ
ヘッジ対象…借入金利息
- ③ ヘッジ方針 金利変動リスクを回避するために、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法 金利スワップは特例処理によっているため、有効性の評価は省略しております。

(5) その他計算書類の作成のための重要な事項

- ① 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。
- ② 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

2 貸借対照表に関する注記

(1) 資産から直接控除した減価償却累計額

① 有形固定資産

建物	78,170千円
車両運搬具	10,861千円
工具、器具及び備品	40,492千円
計	129,525千円

② 投資その他の資産

投資不動産	312,743千円
-------	-----------

(2) 関係会社に対する金銭債権債務

長期貸付金	44,732千円
-------	----------

(3) 担保資産及び担保付債務

① 担保に供している資産

商品	2,211,905千円
建物	99,704千円
土地	260,734千円
投資不動産	1,441,756千円
計	4,014,100千円

② 担保資産に対する債務

社債	40,000千円
長期借入金	211,694千円
短期借入金	1,059,500千円
計	1,311,194千円

社債には、1年内償還予定社債20,000千円を、長期借入金には、1年内返済予定長期借入金125,324千円を含んでおります。

(4) コミットメントライン契約

運転資金の効率的な調達を行うため、取引4金融機関と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出 コミットメントの総額	1,930,000千円
借り入れ実行残高	1,359,500千円
差引額	570,500千円

3 損益計算書に関する注記

- (1) 期末たな卸資産は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額（洗替法による戻入額相殺後）であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

売上原価	44,852千円
------	----------

4 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	447,856株	一株	一株	447,856株

(2) 自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	5,745株	22,000株	一株	27,745株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2019年6月27日 定 時 株 主 総 会	普通株式	17,684	40	2019年3月31日	2019年6月28日
2019年11月6日 取 締 役 会	普通株式	17,684	40	2019年9月30日	2019年12月5日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2020年6月25日 定 時 株 主 総 会	普通株式	利益剰余金	16,804	40	2020年3月31日	2020年6月26日

5 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払事業税	2,490千円
返品調整引当金	521千円
退職給付引当金	22,288千円
貸倒引当金	14,835千円
子会社株式評価損	15,368千円
減損損失	5,087千円
その他	10,561千円
繰延税金資産小計	71,152千円
評価性引当額	△59,935千円
繰延税金資産合計	11,217千円

6 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については、合理的な理由がある場合を除いて、原則として安全性の高い金融資産で余資運用し、投機的な取引は行わない方針であります。また、資金調達については、銀行等金融機関からの借入及び社債発行により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金の使途は運転資金(主として短期)及び設備投資資金(長期)であります。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 現金及び預金	567,255	567,255	—
② 受取手形及び売掛金	1,028,990		
貸倒引当金(※)	△852		
	1,028,137	1,028,137	—
③ 投資有価証券	85,082	85,082	—
資産計	1,680,476	1,680,476	—
① 買掛金	217,864	217,864	—
② 短期借入金	1,573,500	1,573,500	—
③ 社債	190,000	188,050	△1,949
④ 長期借入金	1,214,118	1,214,110	△7
負債計	3,195,482	3,193,525	△1,956

(※) 受取手形及び売掛金に対する貸倒引当金を控除して記載しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

① 現金及び預金、② 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負 債

① 買掛金、② 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 社債

社債の時価は、変動金利によるものは、短期間で市場金利が反映されることから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

④ 長期借入金

長期借入金の時価については、変動金利によるものは、短期間で市場金利が反映されることから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額
(単位：千円)

区分	2020年3月31日
非上場株式	400
長期預り保証金	44,530

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産・負債」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	567,255	—	—	—
受取手形及び売掛金	1,028,137	—	—	—
合計	1,595,393	—	—	—

(注4) 社債、長期借入金の決算日後の償還及び返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債	60,000	60,000	30,000	20,000	20,000	—
長期借入金	563,444	300,240	186,612	120,734	43,088	—
合計	623,444	360,240	216,612	140,734	63,088	—

7 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル(土地を含む。)等を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当事業年度における主な変動及び時価は、次のとおりであります。

(単位：千円)

貸借対照表計上額			当事業年度末の時価
当事業年度期首	当事業年度増減	当事業年度末	
1,495,016	△14,859	1,480,156	2,107,600

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 主な変動

増加	建物附属設備の取得	10,113千円
減少	減価償却費	24,973千円

3. 時価の算定方法

主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

(3) 賃貸等不動産の損益に関する事項

当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は60,419千円(賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上)であります。

8 持分法損益等に関する注記

該当事項はありません。

9 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種 類	会社等の 名 称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との 関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	TOKYO KIH OVERSEAS (HK) LIMITED	100% (なし)	資金の貸付 役員の兼任 (1名)	資金の貸付 (注)1	513	長期貸付金	44,732

(注) 1. 資金の回収における取引金額については、前事業年度末残高からの増減額を純額表示しております。

2. TOKYO KIH OVERSEAS (HK) LIMITEDへの貸付金に対し、44,732千円の貸倒引当金を計上しており、当事業年度において△513千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

種 類	会社等の 名称又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 と の 関 係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社等 (子会社 含む)	㈱オーラムジュエリー サービスセンター	(被所有) 直接 0.0%	貴金属等の修 理加工	修理加工代 金の支払 (注)2	10,912	買掛金	1,039

- (注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。
3. ㈱オーラムジュエリーサービスセンターは、当社取締役政木喜三郎及びその近親者が議決権の過半数を直接所有する政和商事㈱の100%子会社であります。

10 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 7,833円13銭
- (2) 1株当たり当期純利益 381円53銭
(算定上の基礎)
損益計算書上の当期純利益 165,328千円
普通株式に係る当期純利益 165,328千円
普通株式の期中平均株式数 433,335株

11 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

東京貴宝株式会社
取締役会 御中

永 和 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 津 村 玲 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 佐 藤 弘 章 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京貴宝株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2019年3月31日をもって終了した前事業年度の計算書類等は、前任監査人によって監査が実施されている。前任監査人は、当該計算書類等に対して2019年5月20日付けで無限定適正意見を表明している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第61期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人永和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月22日

東京貴宝株式会社 監査役会

常勤監査役	石	河	正	晴	㊞
社外監査役	矢	田	慶	来	㊞
社外監査役	富	所		淳	㊞

以 上

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者

東京貴宝株式会社

代表取締役社長 政 木 喜 仁

2. 議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第61期の期末配当につきましては、安定的な配当の継続と当期の業績等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金40円

総 額 16,804,440円

2. 剰余金の配当が効力を生ずる日

2020年6月26日

第2号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（5名）は任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願い致したいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
政 木 喜 仁 (1984年2月18日生) 再 任	2008年4月 当社入社 2015年4月 当社執行役員就任 2015年6月 当社取締役就任 2018年12月 当社代表取締役社長就任（現任）	15,400株
政 木 喜三郎 (1932年11月25日生) 再 任	1959年5月 政木商店創業 1960年11月 当社設立 取締役就任 1962年11月 当社代表取締役社長就任 2001年5月 (社)日本ジュエリー協会会長就任 2003年6月 当社代表取締役会長就任 2009年6月 当社名誉会長就任 2019年3月 当社取締役会長就任（現任）	43,887株
染 未良生 (1952年12月19日生) 再 任	1991年2月 当社入社 2003年4月 当社執行役員就任 2007年6月 当社取締役就任 2015年6月 当社顧問就任 2018年11月 当社執行役員就任 2019年3月 当社取締役就任（現任）	1,100株
染 谷 和 行 (1971年9月24日生) 再 任	1996年4月 当社入社 2007年5月 営業一部チーフマネージャー就任（現任） 2019年1月 当社執行役員就任 2019年3月 当社取締役就任（現任）	2,200株
嘉 村 孝 (1950年11月16日生) 再 任 社 外 独 立	1975年4月 司法修習生 1977年4月 裁判官任官 1983年5月 弁護士登録 1985年4月 嘉村孝法律事務所（現アーバントリー法律事務所）設立。同所代表（現任） 2002年6月 ㈱ワコム社外監査役 2015年6月 同社社外取締役（監査等委員）（現任） 2019年3月 当社取締役就任（現任）	一株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 嘉村孝氏は社外取締役候補者であります。
3. 嘉村孝氏は、弁護士として活躍する一方、裁判官や明治大学大学院講師を務め、法律家として深く幅広い知見と経験を有しております。また、東証1部上場企業の社外監査役・社外取締役を歴任し、経営に関しても豊富な経験をお持ちであります。こうした経験と知識により、当社のガバナンス体制強化に貢献できると判断し、社外取締役候補者と致しました。
4. 嘉村孝氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年3ヶ月となります。
5. 嘉村孝氏と当社は会社法第427条第1項の規定により責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。
- なお、「上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する内閣府令」に定める、取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

社外監査役が法定の員数を欠くことになった場合に備えて、補欠監査役の選任をお願いするものであります。なお、当該候補者については、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

補欠監査役候補者

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
か さ だ と も ひ ろ 笠 田 朋 宏 (1973年2月26日生) 新任 社外	2011年12月 公認会計士登録 2015年3月 税理士登録 2015年3月 笠田公認会計士事務所笠田朋宏税理士事務所 所長（現任）	一株

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
 2. 補欠監査役候補者である笠田朋宏氏は、補欠社外監査役候補者であります。
 3. 補欠監査役候補者である笠田朋宏氏は、税務業務に精通し公認会計士として会計指導や監査の知識と経験も有していることから、当社の管理体制に生かしていただけるものと考え補欠監査役として選任をお願いするものであります。
 なお、「上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する内閣府令」に定める、監査役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

第4号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 公告閲覧の利便性向上及び公告手続の合理化を図るため、当社の公告の方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せて、やむを得ない事由により電子公告することができない場合の措置を定めるものであります。
- (2) 機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第46条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、内容が重複する現行定款第46条（剰余金の配当）及び第47条（中間配当）を削除するとともに、変更案第47条（剰余金の配当の基準日）を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本議案における定款変更につきましては、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 (公告方法) 第1条～第3条 (条文省略) 第4条 当会社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する。</u> 第7章 計 算 第45条 (条文省略) (新設) (新設) (剰余金の配当) 第46条 当会社の剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。	第1章 総 則 (公告方法) 第1条～第3条 (現行どおり) 第4条 当会社の公告は、<u>電子公告の方法により行う。</u> 2. <u>当会社の公告は、電子公告により行うことができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合には日本経済新聞に掲載して行う。</u> 第7章 計 算 第45条 (現行どおり) (剰余金の配当等の決定機関) 第46条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。 (剰余金の配当の基準日) 第47条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。 3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。 (削除)

現 行 定 款	変 更 案
(中間配当) 第47条 <u>当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定め剰余金の分配（以下中間配当という。）を行うことができる。</u> (配当金の除斥期間) 第48条 <u>剰余金の配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。</u> 2. <u>未払の剰余金の配当金及び中間配当金には利息をつけない。</u>	(削除) (配当金の除斥期間) 第48条 <u>配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。</u> 2. <u>未払の剰余金の配当金には利息をつけない。</u>

以 上

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内図

(東京都台東区東上野一丁目26番2号)
(オーラムビル地下2階)

